

松本市耐震改修促進計画（第4期）（案）に対するパブリックコメントの結果

1 募集期間

令和8年2月10日（火）から令和8年3月11日（水）まで

2 閲覧方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 窓口（建築指導課、行政情報コーナー及び各地区地域づくりセンター）

3 実施結果

- (1) 件数
12件（3名）

(2) 提出方法

方法	件数	人数
電子メール	10件	2人
ファクシミリ	2件	1人
計	12件	3人

(3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	2件
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	4件
ウ 参考とする意見	案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	5件
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	1件
	計	12件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	はじめに 4 耐震化の必要性	事前の耐震補強は生命・財産が守られるだけでなく、復旧・復興に係る費用や時間を抑制することができるため、コスト面からみても有効であることを明記してほしい。	【ウ 参考とする意見】 住宅所有者が耐震改修を行いやすい環境づくりを行い、コスト面についても丁寧な説明に努めます。

2	<p>第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</p> <p>1 想定される地震の規模、被害の状況、発生確率及び活動予想</p> <p>(1) 第3次長野県地震被害想定調査報告書 (表-4)</p>	<p>備考の説明を(注)で説明すべき。</p>	<p>【ア 反映する意見】</p> <p>表-4 備考欄の説明を表下部の(注)に追記します。</p>
3	<p>第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</p> <p>2 耐震化の現状</p> <p>(3) 住宅の現状</p> <p>ア 住宅の耐震化率 (表-10)</p>	<p>「耐震リスクのある住宅に住む市民が約2万世帯(あるいは数万人)存在する」といった、市民が自分事として危機感を共有できる具体的な数値を併記し、啓発の強度を高めることを求める。</p>	<p>【イ 趣旨同一の意見】</p> <p>表-10 は耐震化の現状を示しています。昭和55年以前に建築された住宅のうち、耐震性がないもの又はないと推測されるものは9,730戸です。</p> <p>なお、世帯数は把握できないため、記載することはできません。</p>
4	<p>第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</p> <p>2 耐震化の現状</p> <p>(9) 市有施設の現状 (表-15)</p> <p>4 耐震改修等の目標の設定</p> <p>(2) 耐震化率の目標の設定</p> <p>ウ 市有施設(災害拠点施設等) (表-24)</p>	<p>住宅施設とは何か(注)で説明すべき。</p>	<p>【ア 反映する意見】</p> <p>表中の「住宅施設」を「教員住宅等」に修正します。</p>
5	<p>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</p> <p>1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針</p>	<p>計画案にある「戸別訪問等による直接的な啓発」を具体化してほしい。</p>	<p>【イ 趣旨同一の意見】</p> <p>アクションプログラムの中で、耐震化が必要な住宅について、戸別訪問等により所有者に対する直接的な啓発を行います。</p>
6	<p>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため</p>	<p>木造住宅密集地域などでの重点的な普及啓発と耐震</p>	<p>【イ 趣旨同一の意見】</p> <p>本計画では「モデル地</p>

	<p>の施策</p> <p>1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針</p> <p>(1) 耐震化の促進のための役割分担</p> <p>ア 住宅や建築物の所有者</p>	<p>補強の「モデル地区」を形成すべきと考える。</p>	<p>区」の設定はしていないものの、関係団体や関係機関と連携し、松本市防災都市づくり計画に示されている危険度の高い地域から、必要に応じた支援策を周知します。</p>
7	<p>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</p> <p>1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針</p> <p>(3) 耐震化の促進のための各種取組みの推進</p> <p>エ エレベーターの閉じこめ防止対策</p>	<p>地域での実例を示すことが対策の促進につながると考えるため、2025年4月18日に発生した地震の際に、松本市内で起きたエレベーターの緊急停止の件数、復旧までに要した時間を示していただきたい。</p>	<p>【エ 対応が困難な意見】</p> <p>件数等を把握できないため記載することはできません。</p> <p>なお、エレベーターの定期調査報告の機会に、閉じこめ防止対策等を講じるよう指導・助言を行います。</p>
8	<p>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</p> <p>2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の実施</p>	<p>ダイレクトメールや地域での相談会、耐震補強の見学会の実施、各種専門家等の派遣・登録情報の公開など、全国で有効性が確認された取組みを積極的に展開してほしい。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】</p> <p>防災・減災のための支援策の周知を、個別の通知や地域づくりセンターと協力して町会ごとに行います。</p> <p>また、耐震改修を行いやすいように相談窓口を設置します。</p>
9	<p>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</p> <p>2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の実施</p> <p>(1) 補助事業等の実施</p> <p>ア 住宅に関する支援</p> <p>(ア) 補助事業等の実施</p>	<p>手元資金がゼロでも耐震改修が行えるように金融機関と協力し、「初期融資制度（つなぎ融資）」や利子補給制度を確立してほしい。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】</p> <p>本計画の新規の取組みとして、耐震改修に必要な手元資金がない高齢者に対して、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの周知・普及に努めます。</p>
10	<p>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</p> <p>2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の</p>	<p>「低コスト工法」の普及促進や「耐震シェルター」への補助制度の周知により、耐震補強に踏み切るハードルを下げするための取組みを一層</p>	<p>【イ 趣旨同一の意見】</p> <p>「低コスト工法」及び「耐震シェルター」の周知に事業者と連携して取り組みます。</p>

	<p>実施</p> <p>(1) 補助事業等の実施</p> <p>ア 住宅に関する支援</p>	<p>強化していただきたい。</p>	
11	<p>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</p> <p>3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備</p> <p>(1) 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備</p>	<p>「低コスト工法講習会」を実施し、受講した設計事務所や工務店を「推奨業者リスト」として市民に公開する取組みを導入してほしい。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】</p> <p>長野県では、耐震改修事業者向け講習会を行っており、低コスト工法による耐震改修工事が可能な事業者を公表しているため、県と連携して周知等に取り組みます。</p>
12	<p>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</p> <p>4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の実施</p> <p>(3) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された住宅への対応</p>	<p>昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された住宅についても、耐震診断や改修に対する金銭的な補助対象に含めるよう、制度の拡充を検討してほしい。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】</p> <p>旧耐震建築物の耐震診断や改修を最優先としますが、新耐震建築物の耐震性能の検証に関する補助制度等についても、国や県と協議を行い、研究します。</p>